

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録について昭和27年12月1日を同年11月14日に、同社本店における資格取得日に係る記録について29年6月1日を同年5月20日に、申立期間①の標準報酬月額を7,000円、申立期間②の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められ、また、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務については、履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月14日から同年12月1日まで
② 昭和29年5月20日から同年6月1日まで

昭和25年3月にA社に入社し、62年1月まで継続して勤務した。昭和27年11月14日に同社C支店に異動となり、30年12月まで同支店(30年7月からはB社D支店に名称変更)に勤務したが、27年11月14日から同年12月1日までの期間及び29年5月20日から同年6月1日までの期間が未加入期間となっており、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る社員名簿、同社からの回答書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に昭和25年3月から62年1月までの期間継続して勤務し(昭和27年12月1日にA社本店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録から、申立期間①の期間は、昭和

27年12月の標準報酬月額から7,000円、申立期間②の期間は、29年6月の標準報酬月額から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格喪失日（昭和29年5月20日）及び資格取得日（同年6月1日）と同日付けで記録されている同僚が26人となっていることが確認でき、社会保険事務所が当該被保険者資格の喪失日及び取得日をいずれも誤るとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から7年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から7年6月まで

平成7年6月30日にA村（現在は、B市）に転入するまでは国民年金に加入していなかった。転入手続の際、役場の国民年金の窓口で「これから加入して60歳まで納付しても年金受給資格期間が不足するが、2年前から遡^{そきゆう}及して納付すれば受給資格期間（300月）を満たすことができる。」と説明を受け、国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料は、平成7年7月に2年間分の保険料30万円程を郵便局の窓口で納付しており、国民年金が未加入期間とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の加入年月日から、平成7年7月に払い出されていることが推認でき、これ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録及びA村の国民年金被保険者記録において、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は平成7年7月3日であることが確認できるところ、申立期間は未加入期間とされているため、申立人に申立期間の国民年金保険料納付書は発行されず、保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 464

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月及び同年9月

昭和63年8月及び同年9月は国民年金の未納期間となっているが、申立期間当時、父が社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も父が郵便局で納付していた。

申立期間について、国民年金の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の直前の被保険者の加入年月日が平成2年11月1日であること、及びA市が保管する国民年金被保険者名簿の住所欄に「平成2年11月22日」と記載されていることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、2年11月以降に払い出されていることが推認でき、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金手帳記号番号払出時点で、申立期間直後の昭和63年10月から平成2年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、当該時点で、過年度納付が可能な期間について、国民年金保険料を納付したと考えられるなど、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

国民年金制度発足当初の大学2年生の時に、伯母と相談して一緒に国民年金に加入した。国民年金の加入手続は、伯母が行ったと思う。

国民年金保険料は、伯母が納付してくれていたが、伯母が亡くなった後は、自分が納付し、結婚後も夫婦二人分の保険料を自分が納付した。

国民年金保険料を納付していたことを覚えているのに、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が開始された昭和36年当初、伯母と相談して一緒に国民年金に加入したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、46年4月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち、36年4月から43年12月までの期間については、時効により保険料を納付することができない期間であり、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、特例納付等でさかのぼって納付したと申し立てておらず、申立人及び申立人の伯母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間のうち、昭和44年1月から46年3月までの期間については、オンライン記録により申立人の元妻も申立人と同様に保険料が未納となっていることが確認でき、元妻は、「結婚(41年8月)後、しばらく国民年金保険料を納付していない期間があった。保険料は、自分が納付していたので、保険料を納付するようになってからは夫婦の保険料を一緒に納付していたはずである。」と供述しているなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から54年1月まで

私は、昭和46年10月に結婚した時に、老後の生活を考えて国民年金に加入することを決め、同年11月に夫が加入手続を行って、国民年金に任意加入し、国民年金保険料についても、夫が毎月市役所の窓口で納付していた。

国民年金保険料額は昭和46年度は450円で、保険料額も毎年上がっていき、54年度は2,730円であった。

国民年金保険料を納付していたことを覚えているのに、オンライン記録では申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した翌月の昭和46年11月に、老後の生活を考えて、国民年金に任意加入したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金任意加入者の加入年月日から、54年2月に払い出されていることが確認でき、申立人の所持する国民年金手帳の「被保険者になった日」の欄に記載されている「昭和54年2月5日」がA市の保管する国民年金被保険者名簿、オンライン記録の申立人の国民年金資格取得年月日と一致している上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は、夫が共済組合被保険者期間であったため、申立人は国民年金の任意加入対象者であり、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点において、申立人は、さかのぼって国民年金の被保険者となることができず、国民年金保険料の納付ができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 23 日から 54 年 4 月 20 日まで
② 昭和 54 年 10 月 22 日から 55 年 3 月 20 日まで
③ 昭和 55 年 10 月 21 日から 56 年 4 月 20 日まで

申立期間当時、私は日記に昭和 53 年から 56 年までの冬期の農閑期に三期間にわたってA社B工場に勤務したことを書いていた。近所には一緒に勤務した同僚が数人おり、C工程では近所の同僚二人と一緒にだった。最後に退職したときに縦3センチメートル横15センチメートルぐらいの小さい紙を渡され、年金請求の時に必要だからと言われたことを覚えている。

申立期間①、②及び③を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立期間①、②及び③において、申立人がA社B工場に勤務したことは確認できる。

しかしながら、申立期間①、②及び③について、申立人がA社B工場のC工程と一緒に勤務したと記憶する同僚二人は、「同工場で勤務した期間は厚生年金保険に加入していなかった。」、「申立期間当時は国民年金保険料をずっと納付しており、健康保険は国民健康保険だった。」と供述しており、オンライン記録において、上記同僚二人に係る当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無い上、同事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票(個票)は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人が所持する申立期間②に係る源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、当時の雇用保険料の金額とおおむね一致しており、同源泉徴収票に記載されている給与の支払金額から考えられる当時の厚生年金保険料額よりも著しく低額である。

さらに、申立人は、申立期間③の退職の際に、縦3センチメートル横15センチメートルほどの小さい紙をA社B工場から受け取り、年金請求の時に必要だからと言われたと主張しているが、当時、厚生年金保険の被保険者に交付されていたのは縦15センチメートル横10.5センチメートルのオレンジ色の年金手帳である。

加えて、申立人は、申立期間①、②及び③において、「国民健康保険に加入しており、会社で健康保険に加入したことはない。」と供述しているところ、オンライン記録によると当該期間において申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 972

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 47 年の春、A 学校卒業後、B 事業所に就職した。同年 6 月から交代勤務で月 8 回程度の夜勤があり、申立期間のころ高熱が出て、同事業所から交付された健康保険証で診療を受けた記憶がある。同年 9 月からは正規職員として共済組合員期間があるので、それ以前の臨時的任用期間は厚生年金保険に加入していなければならないと思う。同級生で同期の 3 人と別の同級生を記憶している。当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所の人事を管理している C 事業所及び B 事業所が保管する申立人に係る人事記録により、申立人が昭和 47 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間に臨時的任用職員として当該事業所に勤務したことは確認できる。

しかしながら、B 事業所が保管する申立期間当時の厚生年金保険健康保険被保険者名簿に、申立人、申立人が記憶する A 学校の同級生で同期採用の 3 人、及び当該学校の同級生で臨時的任用職員として就職した同期採用の 8 人の氏名の記載は無く、B 事業所の人事部は「当事業所が保管している申立期間当時の厚生年金保険健康保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無いことから、昭和 47 年 4 月から同年 8 月までの臨時的任用期間の厚生年金保険の加入手続を行っていないと思われ、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと思われる。」と供述している。

また、申立人及び申立人と同日の昭和 47 年 4 月 1 日に B 事業所に、新卒で臨時的任用として採用された同僚 11 人に係る同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票（個票）は無く、申立期間における健康保険の整理番号に欠番

は無い。

さらに、B事業所は、申立期間当時の賃金台帳等の書類を保管しておらず、申立人が厚生年金保険料を給与から事業主により控除されていた事実を確認できない。

このほか、申立期間について申立人の雇用保険加入記録は確認できず、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。